

調査の対象について（たたき台）

○基本的な考え方

障害児・者に係る総合的な福祉制度の制定に向けた基礎資料を得るためには、これまでの法制度では支援の対象とならない者も調査の対象とする必要がある。このため、今回の実態調査の対象としては、「何らかの障害が継続して認められ、支援を必要とすると本人が認識する者」（要検討）を広く調査の対象とせざるを得ないと考えられる。

合わせて、こうした調査の対象者の中から、新しい総合的な福祉制度に基づく支援の対象者を区別するための調査項目（障害の内容、継続性、支援の必要性の程度等）を盛り込んでいく必要があると考えられる。

○留意事項等

例えば、以下の点について、検討又は留意を要すると考えられる。

- ・ 支援を要する状態が一定程度継続する者を調査対象とする場合には、継続する期間としてどの程度の期間が適切か
- ・ 症状等の変動・頻度を考慮する必要があるか
- ・ 支援の必要性については、家庭生活・社会生活上の援助、就労訓練、補装具等を例示することによって判断することとし、支援を必要とする程度については明示しないことでよいか
- ・ 本人に認識のない場合は回答が得られない可能性がある
- ・ 児童（特に乳幼児）については、障害の有無にかかわらず通常必要となる育児上の世話との区別をどのようにつけることができるか